

## ◆ 児童生徒の自殺後の背景調査 何が隠ぺいを助長し、何が事実解明の後押しをしたか？

項目	GHP 要望	児童生徒の自殺後の背景調査 文部科学省の方針 ※1	P	2011/10/11 大津市の市立中学校の男子生徒(中2)が自殺
調査の目的		<p>【背景調査の意義】</p> <p>調査にあたっては、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていく姿勢が基本的に重要である。</p> <p>調査の目的は、一般的に次の点が挙げられる。</p> <p>①今後の自殺防止に活かすため</p> <p>②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため</p> <p>③在校生およびその保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため</p>	5	<p>当初は何があったかわからず、遺族は「公表してほしくない」「そっとしておいてほしい」と学校に要望。</p> <p>2011/10/13 同級生の親から「いじめがあった」と遺族が聞き、学校にアンケート調査を要求。</p>
調査の主体		<p>【調査委員会の設置・運営の主体】</p> <p>●調査委員会の設置を決定する主体は、基本的に学校を設置する教育委員会であると考えられる。また、学校において設置を決定する場合もあり得る。</p> <p>●学校や教育委員会が、自らの責任で調べ、遺族や保護者に説明し、今後の自殺防止に役立てるとするのは自然なスタイルであり、教師も取り組みやすくなります。遺族や保護者の理解が得られる場合は、これでもよいと考えられます。この場合でも、調査に精通した専門家の助言を受けられる態勢が望まれます。</p>	6 38 40	
初期調査 教師・子どもからの聞き取り		<p>【初期調査】</p> <p>●事後対応を丁寧に行い、遺族に誠実に対応することが基本</p> <p>●全教師から聴き取り（3日以内が望ましい）</p> <p>●子どもから適切に聴き取り（数日以内が望ましい） (自殺の事実を子どもに伝えていない場合はかなり制約を伴う)</p>	34	<p>10/中旬 教員約 60 名に、いじめを見聞きしたかのアンケートを実施。校長が、Aくんの担任や2年生の担当教諭ら約 10 人に直接聞き取りし、記録。</p> <p>教師に調査したことは、遺族に伝えなかった。</p> <p>当初、学校はAくんがいじめられていたという情報はなかったといていた。のちに、生徒のアンケートや証言等から、複数の教師がいじめを目撃していたことや他の生徒からいじめの情報が教師にあったことが判明。Aくんが亡くなる6日前に、「いじめを受けている」という情報を受け、担任らが話し合っていたことも判明。校長は、「いじめとの認識はなかった」「けんかと判断した」と釈明。</p> <p>2012/9/18 緊急記者会見で、少なくとも3人の教諭がいじめを認識していた可能性が高い」と発表。</p> <p>警察が押収した書類の中に、生徒指導担当教諭が教師らに聞き取ってまとめ校長に提出した「生徒指導連絡書」に、教師らがいじめと認識して対応していた内容が書かれていた。</p>

<p>アンケート</p>	<p>3日以内に、全校生徒にアンケート調査を実施すること。 アンケートフォーマットを提案。 提案に近いものが「審議のまとめ」のアンケート例として採用。ただし、肝心の「ご家族にも報告します」「〇〇さんやご家族へのメッセージ」の文言削除。</p>	<p>【詳しい調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケートは様々な調査方法の1つであり、その<b>実施の有無や手法の選択などは、調査の実施主体が判断すべき</b>である。</li> <li>●アンケートを実施する場合は、遺族の了解を得た上で、あらかじめ保護者に調査で得た資料の取扱方針などを十分説明をして、ある程度了解をとる必要がある。</li> <li>●<b>子どもへの一斉聴き取りやアンケート調査を実施する場合は、保護者から承諾書を得ることが望ましい</b>と考えます。巻末に文例を収載しています。実施にあたっては子どもの意思を尊重してください。</li> <li>●保護者や子どもの理解と協力が十分に得られない場合は、必要な情報収集が難しくなります。</li> <li>●もちろん、学校要因の有無にかかわらず、遺族から要望があった場合には今後の調査について協議してください。</li> <li>●「アンケート」(例)に、「<b>なお、このアンケートは、〇〇さんに何が合ったのか、真実を知りたいというご家族の願いにこたえるためのものであることをご理解ください。</b>」の文言。</li> <li>●家族への「アンケート趣意書」(文例)には、「<b>アンケート調査の内容をそのまま公表することはありません。また、ご遺族の方にもそのままお知らせすることはいたしません。</b>」 「調査に同意くださるかどうか、別添の<b>「承諾書」に署名捺印</b>をお願いします。その上で、同意される場合は、生徒が家庭において同封の<b>アンケート用紙に無記名で回答</b>しますので、<b>保護者の皆様はこれを確認された上で、同封の封筒に入れ、〇月〇日までに郵送</b>してください。」</li> </ul>	<p>7 34 35 37 44</p> <p>10/17-19 市教委は全校生徒 859 人を対象に、文科省案に沿った内容のアンケートを実施。283 人の生徒が回答。記名 116 人、無記名 167 人。</p> <p>11/1-2 遺族の再調査の求めに応じて、2 回目のアンケートを実施。(記名式、1. 今まで伝えられていないこと、2. 思っていることや感じていること)</p> <p>52 50</p>
<p>他の調査</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケートだけで事実関係などを判断する材料とすることは考えられず、他の方法による調査と併せて総合的に分析評価すべきものである。</li> <li>●子どもへの一斉聴き取りやアンケート調査を実施する場合は、保護者から承諾書を得ることが望ましい。巻末に文例を収載しています。実施にあたっては子どもの意思を尊重してください。</li> <li>●保護者や子どもの理解と協力が十分に得られない場合は、必要な情報収集が難しくなります。</li> <li>●子ども自身が体験を言葉で表現することは難しいことを念頭において、子どもの発達段階に応じたふさわしい人材、<b>例えば、中学</b></li> </ul>	<p>7 37 43</p> <p>10/21 <b>事前に加害生徒の保護者に許可をとって、アンケートの結果をもとに、3人の生徒に1回、1時間～1時間半程度事情聴取。</b> 3人は行為を認めたが、「遊びだった」として、いじめを否定。 ・加害者とされる生徒に聞き取りをした際、教育的配慮を理由に、「自殺の練習」については一切、尋ねなかった。 ・2回目以降は断られた。</p> <p>学校はアンケートの回答を A：記名・直接見聞き B：記名・伝聞 C：無記名・直接見聞き D：無記名・伝聞</p>

		<p>生に対しては中学教員出身の指導主事が行うなど工夫してください。</p> <p>●情報を得ることだけを目的として子どもに調査すれば、心を閉ざして必要な情報を得られなかったり、二次的被害を与えたりしてしまうことになるかもしれません。詳しい調査を行うにあたり、<b>安心して話してもらえるような雰囲気を作るために、心のケアの専門家の協力を求め、学校として心のケア態勢を整えてください。</b></p>	<p>4 ランクに分け、A以外は「確認がない」と公表せず、加害者にも確認しなかった。</p> <p>10/29 Bランクのうち、気になる情報(「万引きの強要」「金銭の授受」「自殺の練習」「動画の撮影」について、伝聞先をたどる作業をするが、確認なし) 調査は3週間で打ち切る。</p>
情報開示	遺族と学校・教委とが同時に情報を共有すること。	<p>(調査で得た資料の取扱いについて)</p> <p>●分析評価を行う前の資料(聴取内容やアンケートの回答など)の<b>安易な公表は避けるべき</b>である。 外部への公表又は遺族に提供する場合は、調査の実施に先立って、対象となる子どもやその保護者に説明し、了解を得る必要があると考える。ただし、その場合は、十分な情報が収集できない可能性に留意する必要がある。</p> <p>●分析評価前の資料は、事実確認がなされておらず、憶測や作為が含まれている可能性があるため、それをそのまま公表したり、そのままを遺族に情報提供したりすることは<b>調査の客観性や中立性を損ないかねません</b>。また、断片情報の集合になるため、<b>偏っていたり重要な情報が抜けていたりすることもあるため、他の調査結果とすり合わせた上で総合的な分析評価が不可欠</b>です。</p> <p>●調査(情報収集)の方法別に簡単に説明します。情報収集に伴い、<b>分析評価がしやすいように、聴取内容をワープロで打ったり、アンケート内容を整理したりするなどの作業が必要</b>です。</p>	<p>7 10/24 <b>学校が遺族にアンケートを渡す。</b> その際、<b>部外秘とする確約書にサイン</b>を求める。 確約書があるため、アンケートの内容をもとにした真相解明に向けた動きができなかった。 11/2 市教委はいじめがあったとして、「蜂の死がいを食べさせられそうになっていた」「毎日のようにヘッドロックをされていた」「体育大会で手首を後ろ手に縛られた」など、アンケートの一部を公表。</p> <p>42 ・Aくんがいじめた同級生らに「死にます」とメールをしたり、電話をしていたとの回答があったが、遺族に確認せず、公表もしなかった。のちに、回答者が名前を書いて追跡調査で事実確認できた学校が事実と判断した内容のみ公表したと釈明。</p> <p>43 ・2回目のアンケートには、「葬式ごっこ」「自殺の練習と言って首を絞める」などの内容があったが、遺族に知らせなかった。のちに、「見落としていた」と釈明。 2012/7/13 大津市議は、遺族の同意を得て、教育厚生常任委員会で、<b>Aくんと加害者らの氏名を消したアンケートの集計結果(1回目・2回目)</b>を市議や一般傍聴人にも配布。在校生の保護者にも、希望があれば同じ資料を配布する。</p>
警察との連携		<p>○警察の捜査が行われている時期には詳しい調査を実施することは困難であり、警察の捜査に支障のない範囲で情報収集を行うことになる。</p>	<p>8 10/下旬 市教委は滋賀県警に、全校アンケートの回答を渡すが、のちに簡略版と判明。「自殺の練習」や「先生が見て見ぬふりをしていた」などの回答は省かれていた。2回目のアンケートは存在することさえ情報提供していなかった。 のちに、学校側が1回目のアンケートに回答した生徒らに、いじめの有無を聞き取った膨大なメモがあることが、警察の家宅捜索で判明。 2012/7/11 滋賀県警が、学校と市教委に家宅捜索を実施。日誌や学校の調査資料等を押収。</p>

			<p>2012/7/26 県警 40 人態勢の捜査班をつくり、アンケートに記名で回答した 116 人中心に、加害生徒 3 人からも事情聴取する。          「自殺の強要」については、アンケート回答 16 人全員が伝聞情報で、有力な目撃情報がなかった。校舎の窓から身を乗り出すよう同級生から要求されて、A くんが拒否するのを目撃した生徒はいたが、強要容疑を裏付ける証言は得られなかった。          2012/9/ いじめを行ったとされる同級生 3 人も、保護者同席のうえ、任意で聴取</p>
<p>分析評価</p>		<p>●調査の範囲については、自殺防止の観点から、自殺に至るまでに何があったのかという事実を調査するのみではなく、できる限り、それらの事実が自殺にどのように影響したのかについて分析評価を行う必要がある。</p> <p>●自殺の要因は1つではなく、その多くは複数の要因からなる複雑な現象であるため、自殺防止の観点から、<b>個人要因（例：精神疾患）</b>や<b>家庭要因（例：近親者の死）</b>についても、調査の対象となり得ることに留意する必要がある。</p> <p>●調査の目的と目標を再確認し、それに基づいて分析評価を行ってください。</p> <p>●分析評価の段階では、あくまで客観的に分析評価を行ってください。ただし、報告書をまとめる段階においては、遺族や子どもなど関係者へ配慮して記載内容を決めます。</p> <p>●収集された情報が、どの程度確かなものであるのか<b>信憑性を確認</b>する必要がある。</p> <p>●収集された<b>情報の信憑性が確認された場合でも</b>、それらを集積して<b>総合的に分析評価</b>をする際には、<b>全体としての吟味</b>が必要である。</p> <p>①量的に十分であるか（聴取人数やアンケート回収率など）          ②質的に十分であるか（必要とされる重要な情報が十分に得られているか）</p> <p>●<b>学校要因、家庭要因及び個人要因などに分けて自殺への影響の程度</b>をできる限り分析評価することが望ましい。</p> <p>●「<b>全てを解明できるわけではない</b>」という限界に対して謙虚である必要がある。例えば、調査の結果として十分な情報が収集できなかった場合、そこから何かを導くことは困難である。</p> <p>●<b>人間の行動は、本人が意識していない無意識に左右されることが</b></p>	<p>5 11/2 学校はいじめがあったことは認めるが、自殺との因果関係は認めない。          2012/7/12 教育長は「自殺にはいろいろな要因が考えられる。いじめだけが原因という判断はできない。自殺の要因の一つにいじめがあると思う」と、いじめと自殺との因果関係を初めて認める。          2012/7/17 教育長は記者会見で、「個人的、家庭的要因もあったと、学校から聞いている」と述べ、いじめ以外の要因があったと示唆。</p> <p>6</p> <p>45</p> <p>8 44 45</p>

		<p><b>大きい</b>ことも知られています。無意識の部分は遺書などからはわかりませんので、そこを理解するには、かなり前からどのような考え方や行動様式をとっていたのかを知る必要があります。そのため、過去の資料が必要になることがあります。日記や作文などの提供を求める場合、遺族の協力を得て、<b>偏りなく選択する必要</b>があります。</p>	
<p>報告書</p>	<p>遺族の意見を併記できる事故報告書のフォーマットを作してほしい。(統一的に実施するのが無理なら、文科省がモデル案として提案してほしい)</p>	<p>○フォーマットは各教委や学校が判断すべきこと (2007/10/16 GHP への文科省回答 から) ○情報の均質性を保つ観点から、事案発生又は発見の時点からおおむね1ヶ月程度を目途に提出してはどうか。</p> <p>●<b>分析評価と報告書に盛り込む要素とは、区別</b>して考える必要がある。分析評価はあくまで客観的に行うこととし、報告書をまとめる段階においては、遺族、周囲の子どもなど関係者へ配慮することが必要である。</p> <p>【児童生徒自殺(疑い)事案の状況作成要領(案)】</p> <p>●<b>特記事項</b> 「死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況」で<b>選択(チェック)した項目について、判断の前提となった事柄を簡潔に記載。</b> その他に、<b>特記すべきことがあれば適宜記載。</b> なお、<b>記載に当たっては、個人情報保護の観点から、都道府県・市区町村名、学校名、児童生徒の氏名など、個人及び個別事案が特定されることのないよう留意する。</b></p> <p>●「児童生徒の自殺等に関する実態調査について(依頼)」23 初児生第8号 平成23年6月1日 「提出を受けた調査票について、行政文書の開示請求があった場合、(略)行政機関の保有する情報の後悔に関する法律第8条の規定を根拠として、<b>文書の存否を応えずに開示を拒否</b>することとする。」</p> <p>●<b>報告書における事実及び分析評価の記載について、遺族はもちろんのこと、子どもへの配慮が必要です。ただし、配慮することにより、要因間のバランスが変わったり、報告書全体のニュアンスが変わったりしてしまうことは適切ではありません。</b></p> <p>●<b>誰に、何を、どのような方法で公表するのかについてを、調査の実施主体が判断する必要がある。また、計画段階でも、学校又は教</b></p>	<p>2012/7/ 市教委は、遺族から訴訟を起こされていることなどを理由に、県教委に口頭やメモで簡単な報告をただけで、報告書を作成していなかったことが判明。県教委は文科省へ口頭で伝えただけだった。</p> <p>4 7/19 県教委が、提出を催促</p> <p>8 7/20 市教委は、A4版2枚をメールで報告。経緯は、「アンケート調査等により、3人の生徒から当該生徒にいじめがあったことが発覚した」と、2行のみ。全校生徒のアンケート等は添付されていなかった。</p> <p>28 担当者は、「元々、書類の記入欄が小さかった。いじめではなく、自殺の報告書だったので、いじめについては詳しく書かなかった」と釈明。</p> <p>7/23 県教委は、「いじめに関する記述が具体的でなく不十分」として、市教委に再提出を指示。</p> <p>※ 2</p> <p>46</p> <p>8</p>

		育委員会はあらかじめ報告書の公表についての基本的考え方を示しておく必要がある。	
外部調査委員会	外部調査委員会を立ち上げるなら、少しでも中立性を確保するために、遺族もしくはその代理人が入ること。メンバーの半分以上を遺族推薦とすること。	<p>【中立的な立場の専門家を加えた調査委員会】</p> <p>1. メンバーの選定</p> <p>●学校又は教育委員会のできる範囲を超えた情報収集や分析評価が必要な場合などにおいて、<b>医師や弁護士等の外部の専門家</b>の協力を得て専門性や中立性を高めることが考えられる。</p> <p>●<b>遺族や保護者の代表が調査委員会に加わることは、中立性や客観的な議論の担保、守秘義務の問題など、様々な課題があります。</b>いずれにしても、調査の決定者が判断してください。</p> <p>●本指針では以下を重視しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族への配慮、調査対象者のプライバシー等への配慮ができること。</li> <li>・立場の異なる関係者の間であって、常に中立的な視点を保つことができること。</li> <li>・分析評価は、目的と目標に基づいて客観的に行われること。</li> <li>・守秘義務が守られること。</li> </ul> <p>●中立的な立場の専門家委員の重要な役割は、高度な専門性により、分析評価と報告書の内容決定において中心的な役割を果たすことです。また、学校や教育委員会が「隠さないで事実に向き合う姿勢」をとっているかどうかを絶えず第三者的にチェックし、必要があれば指摘することも大切な役割です。したがって、形式的に外部の専門家を加えればよいということではありません。</p> <p>●<b>校長など教師が委員に加わっておくほうが、教師の協力を得やすくなりますが、</b>分析評価における中立性などの点で、遺族や保護者の理解が得られにくい場合は、学校関係者を委員に含めないなど、中立性を高める対応をとってください。</p> <p>2. 調査の指針</p> <p>●調査の実施主体（調査委員会等）は、調査の決定者（教育委員会等）と協議し、今後の調査の計画を立てます。以下の事項について具体化しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の目的</li> <li>・調査の目標</li> <li>・調査方法（概要）と調査期間（予定）</li> </ul>	<p>2012/8/26 市が、外部調査委員会を設置。</p> <p>6 40</p> <p>1. メンバーの選定 遺族は、市職員が関与しないことを求める。 遺族が、メンバーの半分以上を推薦</p> <p>8/24 市側が推薦し、委員に内定していた臨床心理士会会長が、Aくんの家庭状況など個人情報第三者に漏らした疑いがあると報じられ、辞任。 同氏が漏らしたとされる内容と、父親が子ども家庭相談センターに相談した内容と合致していたため、遺族が辞退を求めていた。</p> <p>41 48</p> <p>2. 調査委員会の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①いじめを含め、学校で何が起きたかの解明</li> <li>②事実に基づく自殺原因の考察</li> <li>③学校・市教委の対応を考察</li> <li>④再発防止に関する提言</li> </ol> <p>・いじめを行ったとされる同級生を含む生徒からの聞き取りが必要と認識</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査で得た資料の取扱（分析評価前の資料の扱い）</li> <li>・遺族への随時説明</li> <li>・報告書の公表と関係者への配慮</li> <li>・その他</li> </ul> <p>●「何のための調査か」という目的が決まれば、次に到達目標を明確にします。事案によって異なるかもしれませんが、一般的には次の3つです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①何があったのか事実を明らかにする。</li> <li>②自殺に至った過程をできる限り明らかにする。</li> <li>③今後の自殺防止への課題を明らかにし、提言をまとめる。</li> </ol> <p>●学校及び教育委員会は、調査に対して協力することについて定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査を実施するにあたっては、学校及び教育委員会の協力が不可欠であり、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていくという姿勢が重要である。そのため、学校及び教育委員会は、調査に対してできる限り最大限の協力をすることについて定める。</li> </ul> <p><b>3. 報告書の公表</b></p> <p>○公表については、計画の段階で概要を示し、関係者の了解を得ておく必要があります。</p> <p>○報告書の記載内容については、遺族や子どもなど関係者へ配慮することを説明します。</p> <p>○報告書は遺族に提供します。保護者や報道に対しては、口頭説明や概要版の提供、報告書の閲覧などに替えることがある旨を説明します。</p>	42	
--	---	----	--

※1 「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_1/gaiyou/1306734.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_1/gaiyou/1306734.htm)

※2 「児童生徒の自殺等に関する実態調査について(依頼)」

文科省サイト <http://www.mext.go.jp/>

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/03/05/1317896\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/03/05/1317896_03.pdf) 参照

※3 文部科学省への要望と質問・回答（武田サイト「日本の子どもたち」→「学校事故・事件の当事者と親の「知る権利」 → PDFファイル）

<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/> <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/shirukenri.html>